

# 足立区議会事務局条例

(昭和49年4月1日条例第17号)

改正 昭和56年3月31日条例第31号

平成12年3月31日条例第86号

平成30年3月28日条例第32号

(設置)

第1条 足立区議会の事務を処理するため、事務局(以下「局」という。)を置く。

(職員)

第2条 局に次の職員を置く。

局長

次長

係長

書記

- 2 局に担当係長を置くことができる。
- 3 係に主査を置くことができる。
- 4 前3項のほか必要な職員を置くことができる。
- 5 局長、次長、係長、担当係長及び主査は、書記をもつてあて区議会議長(以下「議長」という。)がこれを任命する。

(局長の職責)

第3条 局長は、議長の命を受けて局の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(次長の職責)

第4条 次長は、局長を補佐し、局長事故あるときは、その職務を代理する。

(係長等の職責)

第5条 係長は、上司の命を受け系の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 担当係長は、上司の命を受け担任の事務を処理する。
- 3 主査は、系の事務のうち、専門的な事務等を処理する。

(書記及びその他の職員の職務)

第6条 書記及びその他の職員は、上司の命を受け職務に従事する。

(事務分掌)

第7条 局の事務を分掌させるため、次の係を置き事務分掌については別に定める。

庶務係  
議事係  
調査係

(職員の給与)

第8条 職員の給料、旅費及びその他の諸給与の額及び支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和56年3月31日条例第31号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日条例第86号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月28日条例第32号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。